

保護者の皆様へ

広島市立広島中等教育学校
校長 横山 尚司

各種警報・防災情報等への対応（臨時休業等の判断基準）について

台風及び異常気象により警報が発表された場合や一定震度以上の地震等が発生した場合の対応に関しまして、警報の発表区域の細分化に伴い、下記のように変更させていただきます。各御家庭におかれましても、引き続き安全を最優先に判断・行動されますとともに、御理解と御確認をいただきますようお願いいたします。

記

I 各種警報・防災情報等発表に対する各御家庭の登校可否判断・対応に関する学校の措置について

居住地域及び通学経路における警報や行政機関からの防災情報、あるいは、交通遮断等で登校に支障がある場合は、特別欠席等の措置も可能ですので、各家庭で登校の可否を判断し、御連絡いただきますようお願いいたします。

II 臨時休業等の判断基準について

I 気象警報に対する判断基準

安佐北区または安佐南区に「大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪」の各警報のうち、2種類以上が発表されている場合

(1) 6時の気象情報で、上述警報が発表されている場合は、自宅待機とします。

6時～8時の間に、上述警報が発表された場合、原則として、以下の①～③の対応とします。

- | | |
|---|--|
| { | ① 在宅の場合：自宅待機 |
| | ② 学校到着後の場合：学校待機 |
| | ③ 登校中の場合：安全を優先し、帰宅するか、より安全な場所での待機、あるいは登校を続けて到着後に学校待機 |

(2) 8時までに警報が1種類に、またはすべて解除された場合は、登校時刻を10時05分とし、2限からの授業を行います。

(3) 10時までに警報が1種類に、またはすべて解除された場合は、登校時刻を12時45分とし、4限からの授業を行います。

(4) 10時の時点で警報等が継続していれば、臨時休業（休校）とします。

2 気象警報に対する判断基準（台風接近時）

「台風接近による大雨、洪水及び暴風の各警報」が1種類でも発表されている場合

- (1) 6時の気象情報で、広島市のいずれかの行政区（中区・南区・東区・西区・安佐南区・安佐北区・佐伯区・安芸区）で台風接近に伴う「大雨警報、洪水警報または暴風警報」のうち1つでも発表されている場合は、自宅待機とします。

なお、6時～8時の間に発表があった場合、原則として、1の(1)①～③と同様とします。

- (2) 8時までにはすべての警報が解除された場合は、登校時刻を10時05分とし、2限からの授業を行います。
- (3) 10時までにはすべての警報が解除された場合は、登校時刻を12時45分とし、4限からの授業を行います。
- (4) 10時の時点で警報が1種類でも継続していれば、臨時休業（休校）とします。

なお、本校では台風接近時の対応について、教育委員会の指示に基づいて判断基準を適用しています。以下の①・②についてご確認下さい。

- ① 課業日に教育委員会からの台風接近時対応の有無に関する指示が発出された場合
○台風接近時対応の有無について暮会等で連絡します。
- ② 週休日等、非課業日に教育委員会からの台風接近時の対応とする指示が発出された場合
○台風接近時対応とすることについて、PTAメール配信を利用してお知らせします。

3 気象警報に対する判断基準 「特別警報」が発表されている場合

6時の気象情報で、広島市のいずれかの行政区に「特別警報」が発表されている場合、臨時休業（休校）とします。6時以降、広島市のいずれかの行政区に発表があった場合、原則として、1の(1)①～③と同様とします。

4 避難情報で三入東小学校区に対する【警戒レベル4】以上の避難指示が発令されている場合

- (1) 6時の時点で上記の指示が発令されている場合は、自宅待機とします。
6時～8時の間に、解除になった場合、原則として、1の(1)①～③と同様とします。
- (2) 8時までには解除になった場合は、登校時刻を10時05分とし、2限からの授業を行います。
- (3) 10時までには解除になった場合は、登校時刻を12時45分とし、4限からの授業を行います。
- (4) 10時の時点で上述指示が継続していれば、臨時休業（休校）とします。

5 「震度5弱」以上の地震発生時等における判断基準

広島市において、「震度5弱」以上の地震が発生した場合または「長周期地震動階級3」以上が観測された場合は、次のような対応とします。

『17時から24時までに発生した場合には、翌日を一齐臨時休校とします。また、0時から8時30分までに発生した場合には、当日を一齐臨時休校とします。』

(追記)

- 上述警報等の発表・発令や地震発生等が、「登校中で学校に登校した場合」、「在校中の場合」、「下校中で学校に戻ってきた場合」、原則として次のように対応します。
- (1) 保護者が引き取りに来るまで、学校待機とします。引き取り開始時刻についてはメール配信等で連絡します。
- (2) 状況によっては、保護者と連絡が取れて安全が確認できれば、順次下校させます。
- 上述によらない場合等の際には、PTAメール配信等により補う予定です。